

1 適正配置の基準に基づく整理

(1) 適正配置の検討が求められる地域の整理の方法

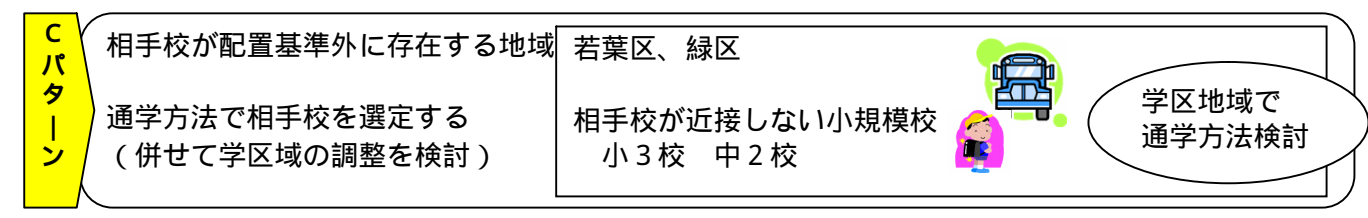
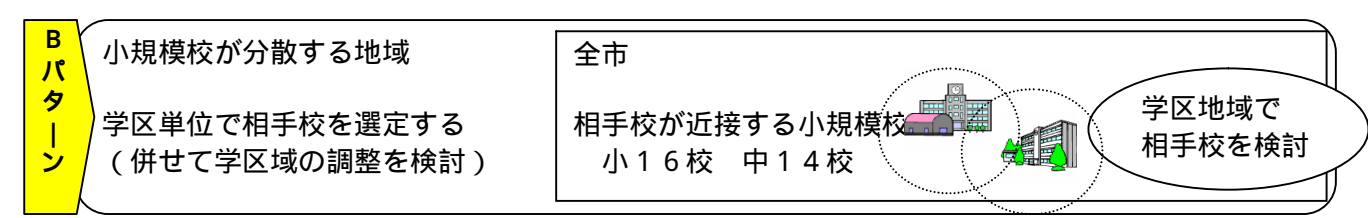
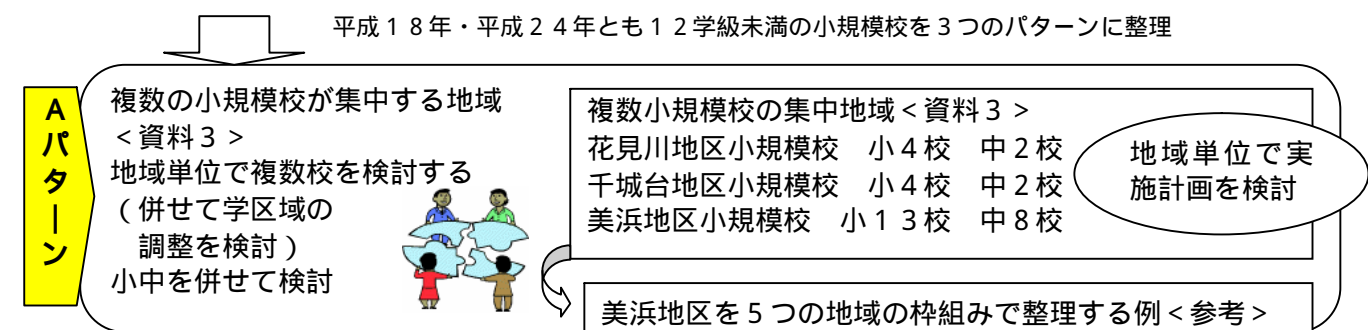
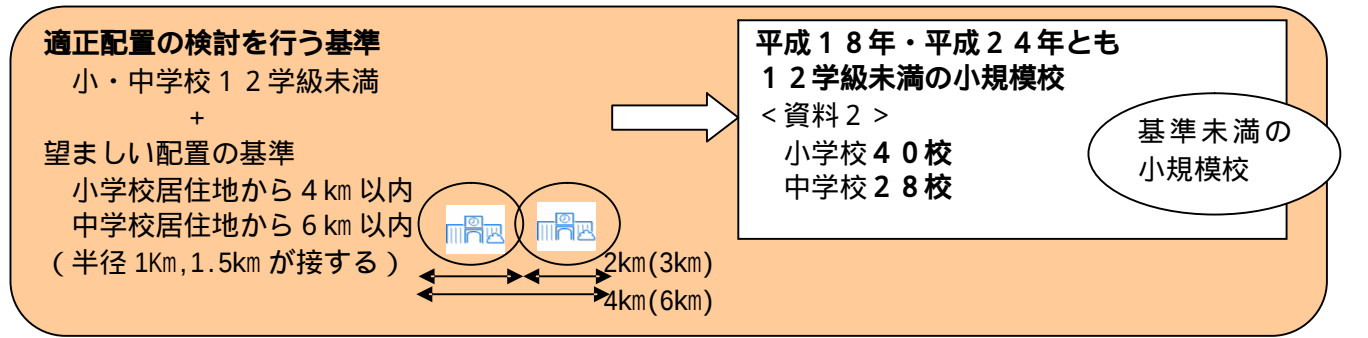
規模の基準から、市全体と各区の学校数を算出し参考値を示す。
適正配置を行う上での規模の基準から、11 学級以下の小規模校及び 25 学級以上の大規模校を明らかにする。
複数の小規模校が集中している地域と、適正配置の基準に基づく学校数を明らかにする。
小規模校、大規模校の適正配置の多様な検討方法を示す。

(2) 小規模校の検討パターン

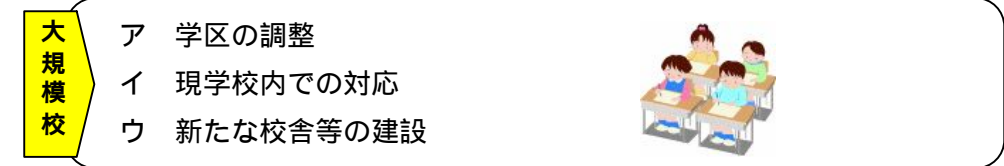
学校数計算(参考値)< 資料 1 >			
	18 学級未満	18～24 学級	25～30 学級
小学校	8 2 校	3 2 校	6 校
中学校	5 1 校	5 校	-

18 学級(小学校の望ましい規模)未満の学校を抽出
小学校 18 学級(3 学級×6 学年)未満
中学校 18 学級(6 学級×3 学年)未満
*中学校も 2 校以上の小学校を受け入れると 1 学年が 2 校×3 学級=6 学級となる

適正配置の検討を行う必要のある小規模校< 資料 2 >



(3) 大規模校の検討パターン



< 資料 1 > 18 学級及び 12 学級にした場合の学校数(データ上の参考値)

	区	現学校数	児童生徒数	1 校あたり	18 学級規模にした場合の学校数	12 学級規模にした場合の学校数
		全市(18 学級未満校)	18 学級未満校	18 学級未満校	全市(18 学級未満校)	全市(12 学級未満校)
小学校	中央区	19 (13)	4,137	318.2 人	14 (13→8)	17 (7→5)
	花見川区	23 (16)	5,132	320.8 人	16 (16→9)	21 (7→5)
	稲毛区	16 (9)	3,366	374.0 人	13 (9→6)	15 (2→1)
	若葉区	20 (15)	3,370	224.7 人	11 (15→6)	14 (11→5)
	緑区	16 (8)	2,565	320.6 人	13 (8→5)	14 (4→2)
	美浜区	26 (21)	5,120	243.8 人	14 (21→9)	19 (15→8)
	全市	120 (82)	23,690	288.9 人	80 (82→42)	98 (46→24)
中学校	中央区	9 (8)	2,467	308.4 人	5 (8→4)	7 (7→5)
	花見川区	11 (10)	3,545	354.5 人	7 (10→6)	10 (6→5)
	稲毛区	7 (7)	2,835	405.0 人	5 (7→5)	6 (3→2)
	若葉区	10 (10)	3,856	385.6 人	7 (10→7)	8 (5→3)
	緑区	7 (4)	1,450	362.5 人	6 (4→3)	6 (2→1)
	美浜区	12 (12)	3,265	272.1 人	6 (12→6)	8 (10→6)
	全市	56 (51)	17,418	341.5 人	33 (51→28)	43 (33→20)

* 全市小中 18 学級未満校を対象に整理し、現在平均の小学校 32 人学級、中学校 35 人学級で単純計算した
* データ上の参考の学校数は、各区の校数合計が全市の校数にはならない

< 資料 2 > 平成 18 年及び平成 24 年とも 12 学級未満の小規模校

区	小学校 40 校	中学校 28 校
中央区	生浜、弁天、仁戸名、大巖寺	末広、葛城、椿森、松ヶ丘、川戸、星久喜
花見川区	畑、横戸、花見川第一、花見川第二、花見川第三、柏井	横橋、花見川第一、さつきが丘、花見川第二
稲毛区	弥生、小中台南	緑町、千草台、都賀、
若葉区	千城、坂月、白井、更科、大宮、千城台北、千城台西、大宮台、千城台南、若松台、源	白井、更科、千城台西、大宮、千城台南
緑区	椎名、平山、大木戸、越智	土気、越智
美浜区	稲毛第二、幸町第二、高洲第二、真砂第三、真砂第四、高洲第四、真砂第五、稲浜、幸町第四、高浜第二、磯辺第二、高浜第三、磯辺第四	幸町第一、真砂第一、真砂第二、高洲第二、高浜、磯辺第一、稲浜、磯辺第二

* 平成 18 年は 5 月 1 日現在の児童生徒数、平成 24 年は推計値

< 資料 3 > 複数小規模校の集中地域(A パターン)

* 小規模校は、平成 18 年・平成 24 年とも 12 学級未満の小規模校
* 複数小規模校集中地域の小中学校を対象とし、小学校は 1 学級 32 人、中学校は 1 学級 35 人の 18 学級規模での単純計算により導かれるデータ上の参考値を算出

花見川地区
小学校 7 (小規模校 4 校含む) → 4 校 2218 人 ÷ 32 人 = 69.3 学級 69.3 ÷ 18 学級 = 3.9 校
中学校 3 (小規模校 2 校含む) → 2 校 963 人 ÷ 35 人 = 27.5 学級 27.5 ÷ 18 学級 = 1.5 校

千城台地区
小学校 6 (小規模校 4 校含む) → 3 校 1393 人 ÷ 32 人 = 43.5 学級 43.5 ÷ 18 学級 = 2.4 校
中学校 2 (小規模校 2 校含む) → 1 校 617 人 ÷ 35 人 = 17.6 学級 17.6 ÷ 18 学級 = 1.0 校

美浜地区
小学校 22 (小規模校 13 校含む) → 11 校 6081 人 ÷ 32 人 = 190.0 学級 190.0 ÷ 18 学級 = 10.1 校
中学校 10 (小規模校 8 校含む) → 5 校 2756 人 ÷ 35 人 = 78.7 学級 78.7 ÷ 18 学級 = 4.4 校

< 参考 > 美浜地区を 5 か所の地域の枠組みで整理する例(地域単位で協議)
* 美浜地区 5 か所の地域
ア. 真砂地区 小 4 → 2 校 中 2 → 1 校
イ. 磯辺地区 小 4 → 2 校 中 2 → 1 校
ウ. 高洲・稲毛海岸地区 小 4 → 2 校 中 2 → 1 校
エ. 高洲・高浜地区 小 6 → 4 校 中 2 → 2 校
オ. 幸町地区 小 4 → 3 校 中 2 → 1 校

2 適正配置の具体的な取り組み方について

(1) 大規模校・小規模校への対応

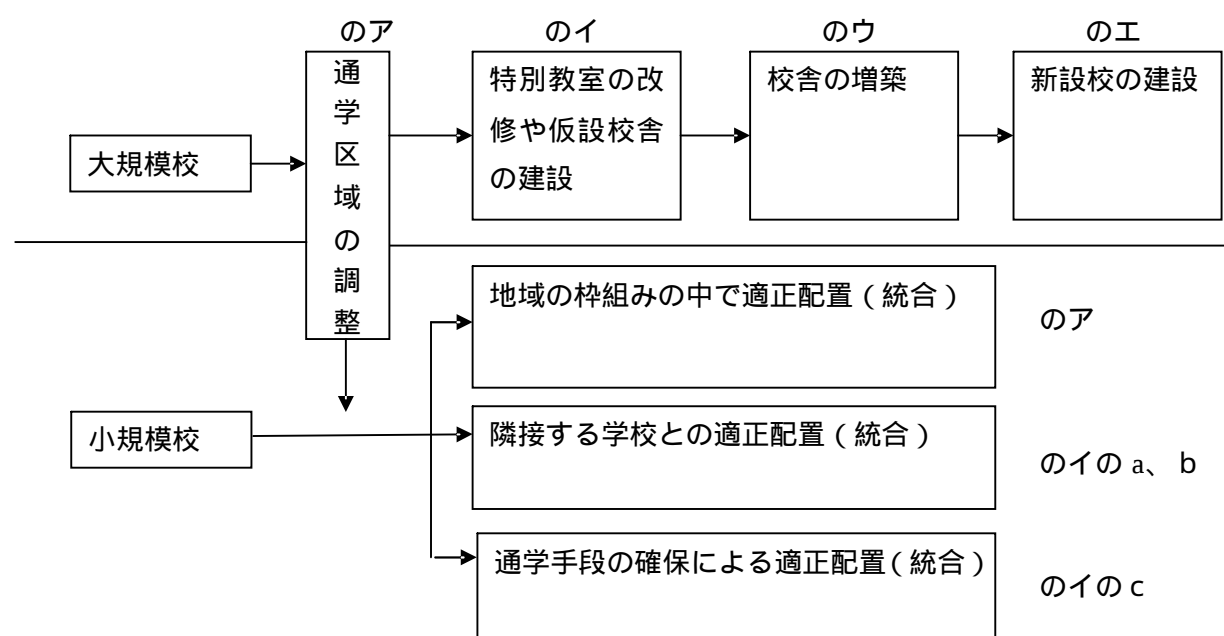
大規模校（ 2 5 学級以上）については、以下の対応を検討する。

- ア 隣接する学校との通学区域の調整により、学校規模の適正化を図る。
- イ 特別教室の改修や仮設校舎の建設を行う。
- ウ 上記イの方法では対応できず、長期間にわたり大規模校の状態が予測される場合は、増築を行う。
- エ 上記ウの方法では対応できず、過大規模校（ 3 1 学級以上）化が長期にわたると予測され、かつ学校用地が確保されている場合は、新設校の建設を行う。

小規模校（ 1 2 学級未満）については、以下の対応を検討する。

- ア 比較的狭い地域に複数ある小規模校については、地域の枠組みの中で、再編等により適正化を行う。
- イ 分散している小規模校については、次の案を検討する。
 - a 近接する小規模校または適正規模校との統合を行う。
 - b 近接する大規模校または適正規模校との学区調整により適正化を図る。
 - c 通学手段の確保による離れた学校同士の統合を行う。
- ウ 上記ア・イの案の検討の際には、同一学校種間の統合だけでなく、小中一貫校等の新しい学校制度も検討する。また、必要に応じて、通学区域の調整を検討する。

〔学校規模の適正化のフロー〕



(2) 小規模校の適正配置の取り組み方

適正配置（統合）の進め方

適正配置（統合）計画案の策定

- ア 教育委員会は、適正配置（統合）を検討する地域や学校を公表する。
- イ 適正配置（統合）を検討する地域または通学区域に自治会、PTA・保護者会、青少年育成関係団体などから構成される、地元代表の協議会（仮称）を設置する。
- ウ 地元代表の協議会は、教育委員会から示された条件をもとに、統合候補校、通学区域、統合時期、新たな教育環境の創出などを含む適正配置（統合）計画（原案）を策定する。
- エ 地元代表の協議会と教育委員会が協議し、適正配置（統合）計画を策定する。

適正配置（統合）に向けての教育環境の条件整備

- ア 将来にわたって適正規模が維持できるようにする。
- イ 通学の手段と安全性を確保する。
- ウ 教育環境がより良くなるよう、新設校にふさわしい整備を図る。
 - a <ハード面>校舎の耐用年数を考慮しつつ、大規模改修、改築等により、施設設備の充実を図る。
 - b <ソフト面>統合により生じる急激な教育環境の変化に伴う、子どもたちの負担等を軽減すると共に、教職員配置などの面で教育内容の充実を図るため、環境変化に対応した一定期間の措置を行う。
- エ 子どもルームなど既存の公共施設は、統合後も存続できるよう配慮する。
- オ 新校名とすることを原則とし、統合対象校の歴史の保管に配慮する。

適正配置（統合）の合意形成

- ア 適正配置（統合）については、適正配置（統合）計画案に対する地元（当該児童生徒の保護者、対象となる地域の住民）の合意形成を図ることが重要である。
- イ 地元の合意形成は、地元代表の協議会が中心となって行う。

適正配置（統合）の時期と移行期間の設定

- ア 適正配置（統合）についての合意形成がなされた後は、地元代表と学校関係者等による適正配置（統合）準備会を設置する。
- イ 適正配置（統合）をする際は、統合の実施時期とそれまでの移行期間を定める。適正配置（統合）は、合意形成がなされてから 5 年以内の実施を目安とする。
- ウ 移行期間には、可能な限り児童生徒の交流事業等を実施し、準備を進める。

跡地利用の検討

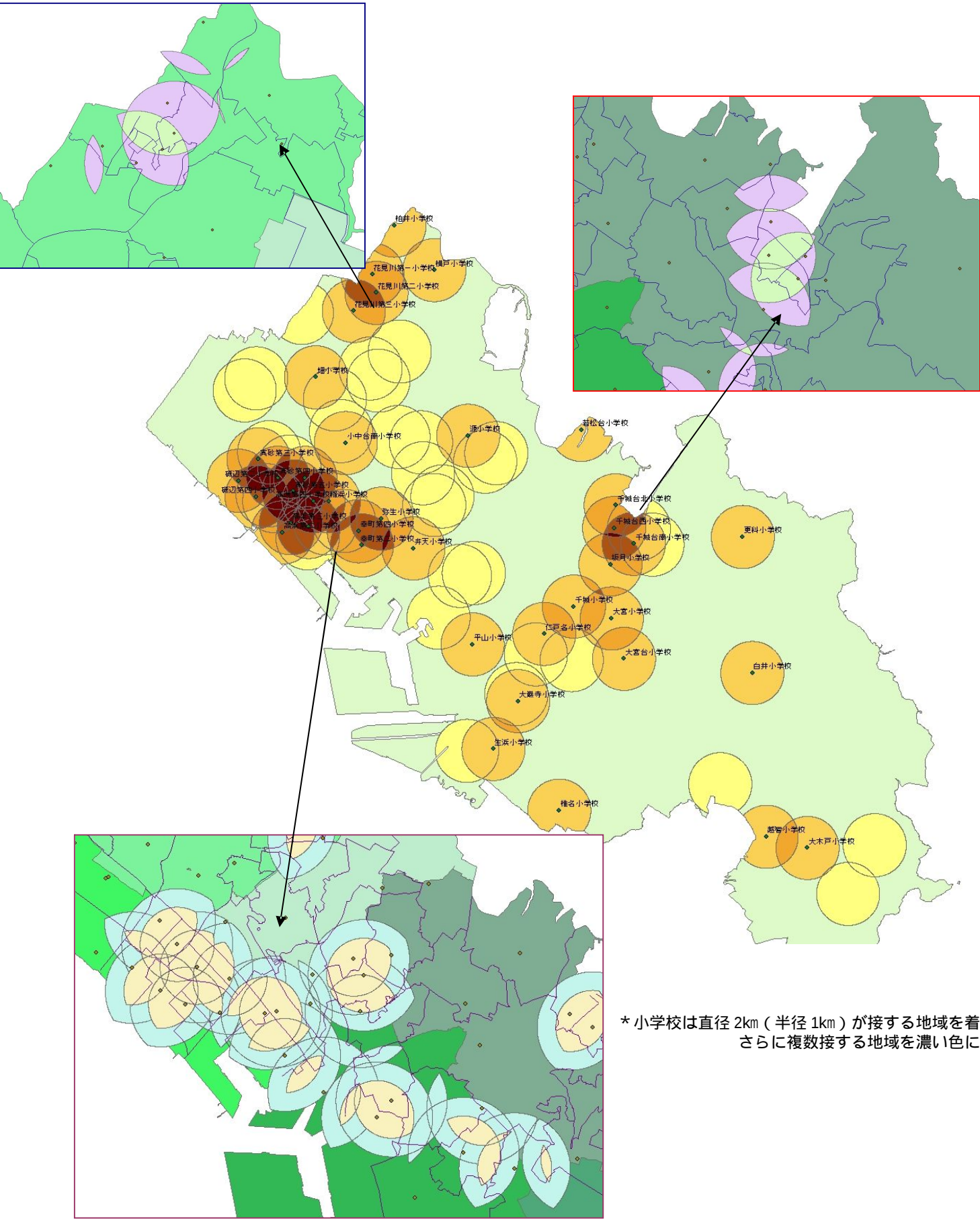
- ア 跡地利用については、地元の様々な活動の場や、地域の活性化・発展のために有効な活用方法を検討する。
- イ 市は、跡地の活用にあたって、地元の要望に配慮しながら、様々な視点から総合的な検討を進める。

(3) 大規模校の適正配置の取り組み方

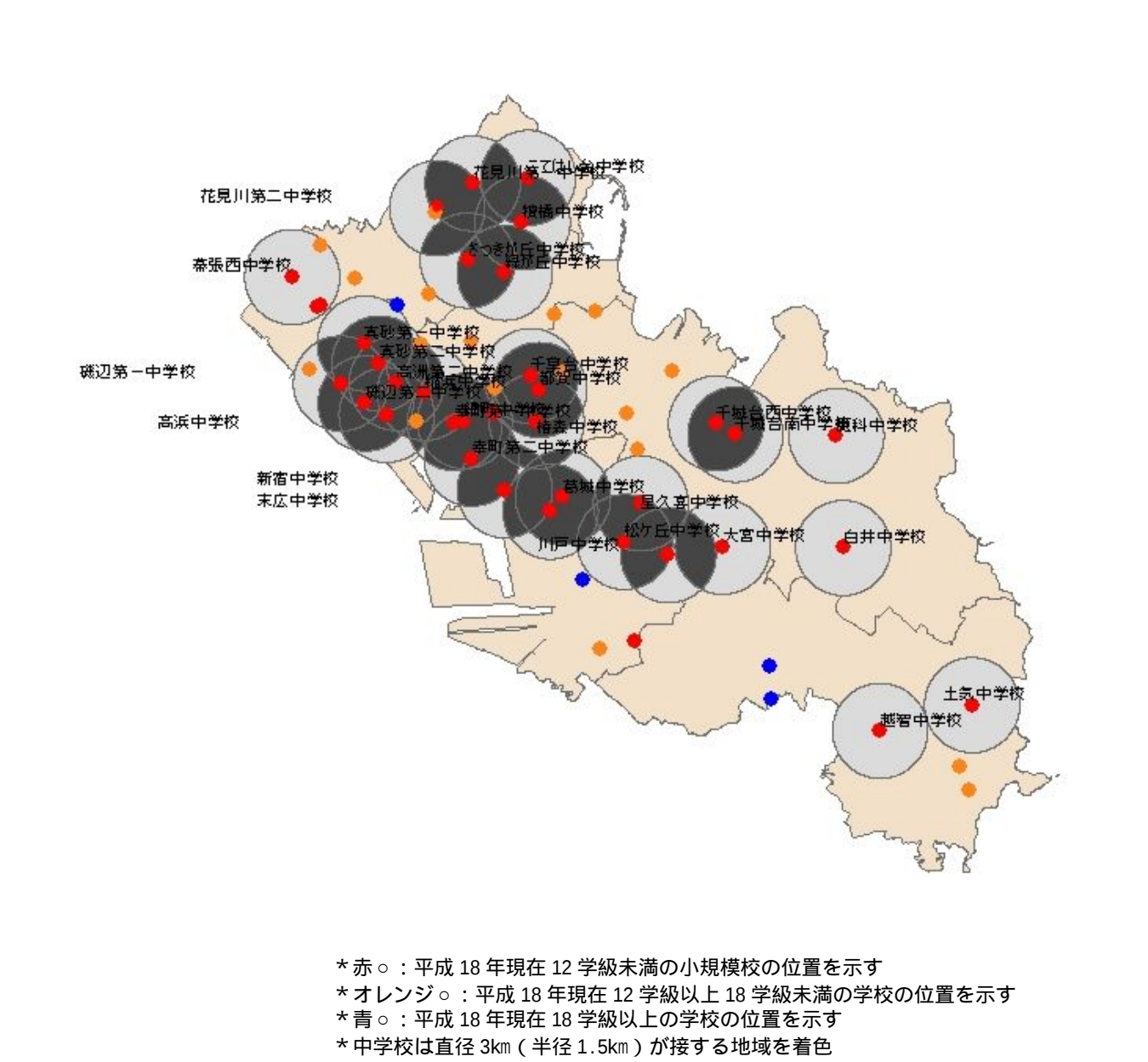
- ア 通学区域の調整による、学校規模の適正化を図る。
- イ 現学校内での対応（特別教室の改修や仮校舎の建設等）により、教室数を確保する。
- ウ 長期間にわたる大規模化に対しては、新たな校舎等を建設する。（校舎の増築や新設校）

3 適正配置の基準に基づく複数の小規模校が集中する地域

参考1 複数の小学校小規模校が集中する地域（イメージ図）



参考2 複数の中学校小規模校が集中する地域（イメージ図）



参考3 （イメージ図）

小学校 4 km と 4 km では統合すると配置基準にならない
中学校 6 km と 6 km では統合すると距離が遠くなりすぎる

統合しても配置の基準に入るためには
小学校 直径 2 km の通学区域が重なる
中学校 直径 3 km の通学区域が重なる

